



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

令和7年9月9日

公正取引委員会の事前相談業務及び 独占禁止法に関する相談事例集（令和6年度）について

公正取引委員会 事務総局
経済取引局 取引部 取引企画課
相談指導室長 山本 慎

（注）本資料及び講演の内容は、作成者個人の見解に基づくものが含まれ、必ずしも作成者の属する組織のものと一致するものではありません。



公正取引委員会が行っている事前相談業務

➤ 目的

- ・ 独占禁止法違反行為の未然防止
- ・ 独占禁止法に基づく規制に関する透明性及び予見可能性の確保

➤ 相談対応の対象

- ・ 今後、自ら行おうとする事業者・事業者団体からの相談
- ・ 具体的な行為（何を行おうとしているのか）の説明が必要

➤ 相談対応の種類

- ・ 事前相談制度（正式相談）：相談者、相談内容及び回答を公表
- ・ 一般相談：原則非公表（公表する場合あり）

事業活動についての事前相談のウェブサイト





相談件数の推移

※事前相談制度による相談を含む。

	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
事業者の活動に関する相談	1,966	1,782	2,880	5,727	5,998
●流通・取引慣行に関する相談 (うち優越的地位の濫用に関する相談)	1,776 (1,219)	1,620 (1,187)	2,632 (2,094)	5,414 (4,788)	5,675 (5,052)
●共同行為に関する相談	76	77	110	151	170
●技術取引に関する相談	17	9	8	13	14
●共同研究開発に関する相談	9	7	6	15	9
●その他	88	69	124	134	130
事業者団体の活動に関する相談	144	73	138	184	212
合計	2,110	1,855	3,018	5,911	6,210

新型コロナウイルス感染症の流行

約2割増

優越的地位の濫用に関する相談を除いた
相談件数の推移

891

668

924

1,123

1,158



全国の相談窓口

●公正取引委員会事務総局 相談指導室

所在地: 東京都千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎6号館B棟

※令和7年12月頃から令和8年1月頃にかけて、

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-2-3 虎ノ門アルセアタワーに移転を予定しています。

電話: 03(3581)5481 (注) 優越的地位の濫用に関する相談窓口は、企業取引課。

●北海道事務所 総務課

所在地: 札幌市中央区大通西12

札幌第3合同庁舎

電話: 011(231)6300

●東北事務所 総務課

所在地: 仙台市青葉区本町3-2-23

仙台第2合同庁舎

電話: 022(225)7095

●中部事務所 経済取引指導官

所在地: 名古屋市中区三の丸2-5-1

名古屋合同庁舎第2号館

電話: 052(961)9422

●近畿中国四国事務所 経済取引指導官

所在地: 大阪市中央区大手前4-1-76

大阪合同庁舎第4号館

電話: 06(6941)2174

●中国支所 総務課

所在地: 広島市中区上八丁堀6-30

広島合同庁舎第4号館

電話: 082(228)1501

●四国支所 総務課

所在地: 高松市サンポート3-33

高松サンポート合同庁舎南館8階

電話: 087(811)1750

●九州事務所 経済取引指導官

所在地: 福岡市博多区博多駅東2-10-7

福岡第2合同庁舎別館

電話: 092(431)5882

●内閣府沖縄総合事務局 公正取引課

所在地: 那覇市おもろまち2-1-1

那覇第2地方合同庁舎2号館

電話: 098(866)0049





商工会議所・商工会との連携

- 平成10年(1998年)から「**独占禁止法相談ネットワーク**」を運営
- 特に、中小事業者に対する相談体制を強化するため、公正取引委員会は、商工会議所及び商工会と連携



- 公正取引委員会は、商工会議所及び商工会の経営指導員に対する研修を実施
- 相談窓口への資料提供等により、相談体制を整備



- 相談窓口を、全国約2,200か所の商工会議所及び商工会に設置
- 独占禁止法や下請法に関する、様々な相談を受付



- 相談は、公正取引委員会へ迅速に取次ぎ

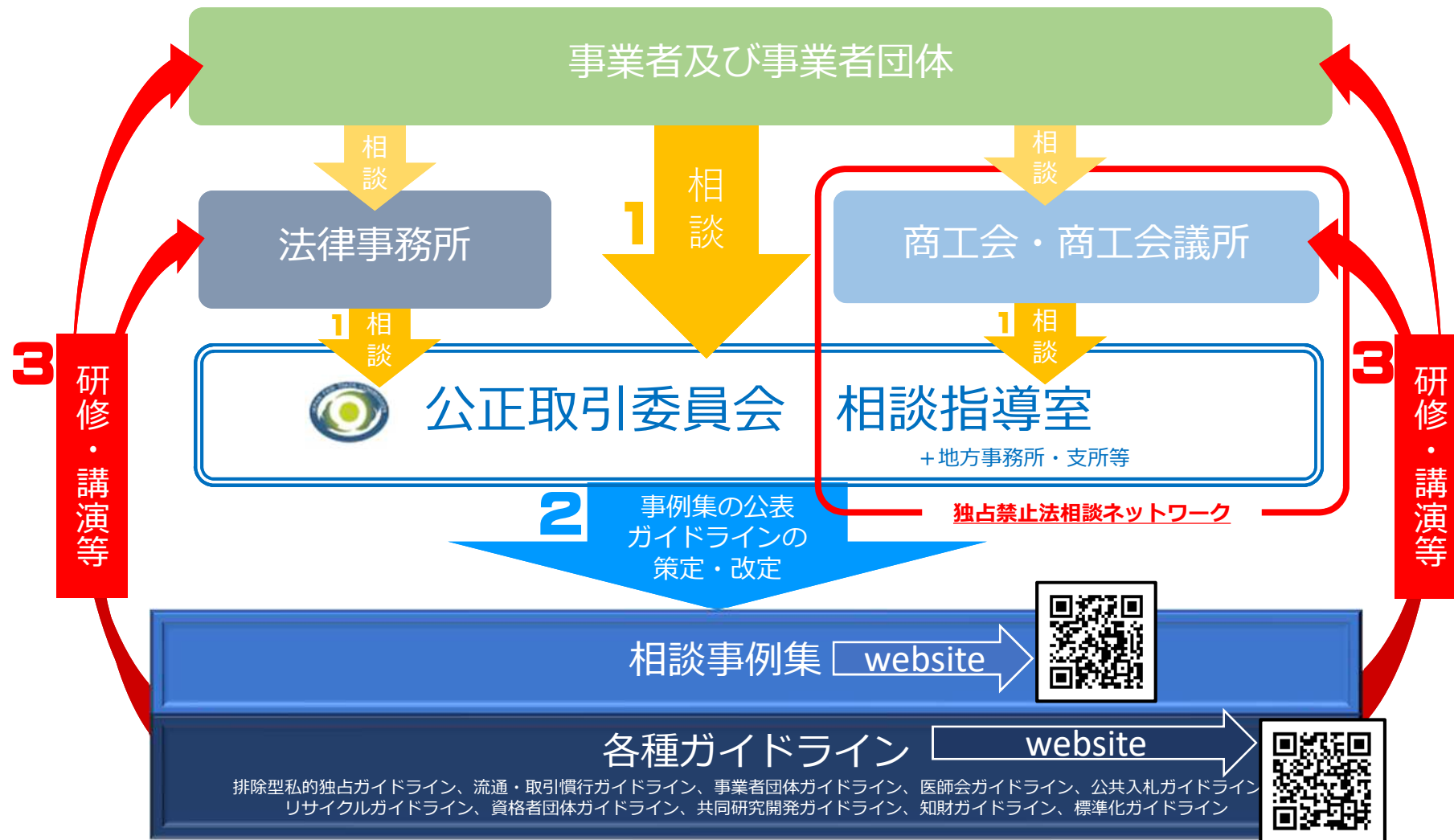
独占禁止法相談ネットワークのウェブサイト





相談指導室の役割

- 独占禁止法違反行為の未然防止
- 独占禁止法に基づく規制に関する透明性及び予見可能性の確保





独占禁止法の禁止行為の概要

事前相談の対象

事業者による行為を禁止

不当な取引制限

カルテル、入札談合など

私的独占

支配型と排除型

不公正な取引方法

再販売価格の拘束
優越的地位の濫用など

共同行為

単独行為

事業者団体による行為を禁止

競争を実質的に制限することとなる

企業結合

株式取得、合併等

※事前届出制。別途届出前相談制度あり



独占禁止法違反行為に対する措置の概要

行為類型等	違反行為に対する措置
不当な取引制限 (カルテル・入札談合等)	・ 排除措置命令 ・ 課徴金納付命令 (関連売上高の原則 10%) ・ 刑事告発→刑事罰 (個人: 5 年以下の拘禁刑・500万円以下の罰金 法人: 5 億円以下の罰金)
私的独占	・ 排除措置命令 ・ 課徴金納付命令 (関連売上高の 6%又は 10%)
不公正な取引方法	・ 排除措置命令 ・ 課徴金納付命令 (関連売上高の 1%又は 3%) 優越的地位の濫用 共同ボイコット 差別対価 不当廉売 再販売価格の拘束 10年以内に同一 行為類型の違反 行為を繰り返した 場合
事業者団体	・ 排除措置命令 ・ 課徴金納付命令 (構成事業者に対して)



独占禁止法に関する相談事例集

- 目的:事業者・事業者団体の独占禁止法の理解を深める
- 相談者以外の事業者・事業者団体にとって参考になる事例を編纂
- 毎年6月頃公表
- 相談者の意向に配慮し匿名化して記載
- 相談の内容を分かりやすくするために内容を一部加工
- 令和6年度は、合計10事例を掲載
 - 事業者からの相談 5事例
 - 事業者団体からの相談 5事例



事業者の活動に関する相談		キーワード
事例 1	家電メーカーによる取引先事業者に対する一般消費者への販売価格の指示	販売価格指示
事例 2	医療用医薬品卸売事業者による中山間地域等向け配送の共同化	共同配送・働き手不足解消
事例 3	事業者による発展段階の市場における共同調達 【グリーン社会の実現に向けた事業者等の取組に関する相談】	グリーン・共同調達
事例 4	放送事業者による広告審査業務の共同化	業務の一部の共同化
事例 5	メーカーによる温室効果ガス排出量削減に向けたパッケージ仕様の共同研究等 【グリーン社会の実現に向けた事業者等の取組に関する相談】	グリーン・共同研究

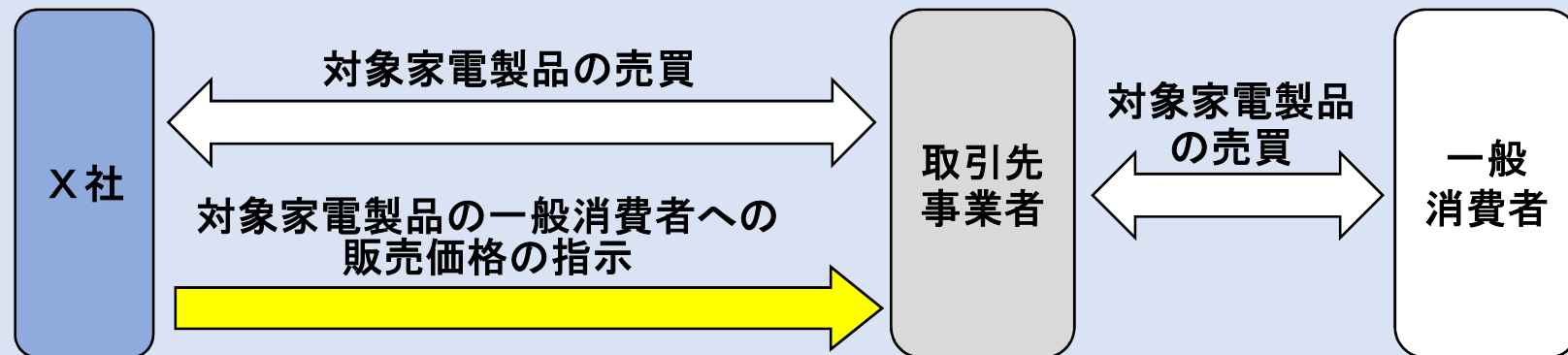
事業者団体の活動に関する相談		キーワード
事例 6	ガソリンスタンド過疎地における休業日の調整（休業輪番制）	働き手不足解消
事例 7	事業者団体の構成事業者に対するアンケートの実施及び集計結果の共有 （事前相談制度による相談、令和6年12月23日公表）	アンケート調査・情報共有
事例 8	後発医薬品メーカーの団体が供給状況等を分析して公表する取組	情報共有
事例 9	業務提携に向けた情報共有等	情報共有・共同配送
事例 10	協同組合の共同あっせん事業に伴って行われる価格情報等の共有	組合の行為（適用除外）

事例 1

家電メーカーによる取引先事業者に対する一般消費者への販売価格の指示

家電メーカーが、家電製品の一般消費者への販売に至るまでに生じるリスクと費用を自ら負担することを前提として、取引先事業者に対し、一般消費者への販売価格を指示することについて、独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

○本件取組の概要図



- X社は、対象家電製品が一般消費者に販売されるまで、次の義務を負う。
- ・ 取引先事業者の判断による返品を受付（返品費用も負担）
 - ・ 滅失、毀損等により発生する損害の負担（取引先事業者は善管注意義務を負う。）
 - ・ 契約不適合責任の負担
 - ・ 在庫保管費用や輸送費用等対象家電製品の一般消費者への販売に至るまでに生じる費用の負担

事例 1

家電メーカーによる取引先事業者に対する一般消費者への販売価格の指示

独占禁止法上の考え方

- ✓ 不公正な取引方法（独占禁止法 2 条 9 項 4 号：再販売価格の拘束）に該当し、独占禁止法上問題となる（独占禁止法 19 条）か否か

【参考】流通・取引慣行ガイドライン第 1 部第 1 - 2 (7)①（※32p）

検 討

本件取組における X 社と取引先事業者との間の取引については

- 取引先事業者は、納品日から一般消費者等への販売までの間、いつでも対象家電製品を返品することが可能であり、対象家電製品に係る売れ残りのリスクについては、実質的に X 社が負っていること
- 一般消費者への販売前の対象家電製品に契約不適合があった場合の責任については原則として X 社が負うこと、また、対象家電製品に係る在庫管理上のリスクについても、取引先事業者が善管注意義務を怠ったことに起因するものを除いて、原則として X 社が負うこと
- 一般消費者に対する販売における代金回収方法は、現金やクレジットカードによる決済が用いられるなど、実質的に代金回収不能のリスクを取引先事業者が負担することはないこと
- 取引先事業者に対し、本件覚書の内容を実施するに当たり生じる在庫保管費用や輸送費用等対象家電製品の一般消費者への販売に至るまでに生じる費用を X 社が負担すること、当該費用の項目及びその負担方法並びに当該費用の項目に不足があるなどとして協議を希望する場合にはその旨を申し出ることができることを明示した上で、取引先事業者から申出があった場合、当該申出の内容について取引先事業者と協議し、これら一連の過程で確認された費用を自ら負担すること

から、X 社が、対象家電製品の一般消費者への販売に至るまでに生じるリスクと費用を自ら負担することを前提として行われており、本件取組において、取引先事業者は単なる取次ぎとして機能しているにすぎず、実質的にみて X 社が一般消費者に対して対象家電製品を販売しているといえる。

- ✓ 回答 本件取組は、独占禁止法上問題となるものではない。

事例 2

医療用医薬品卸売事業者による中山間地域等向け配送の共同化

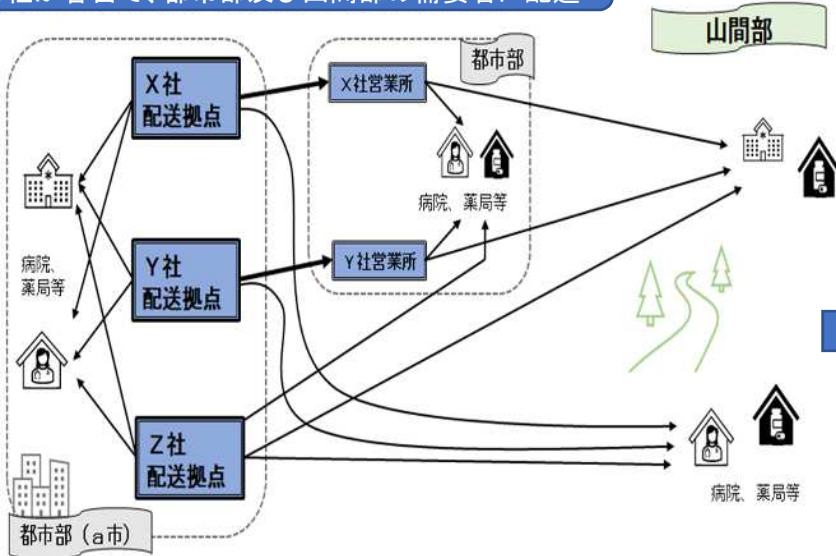
医療用医薬品卸売事業者 3 社と運送事業者 1 社が協力し、中山間地域等への医療用医薬品の配送を維持するために配送を共同化することは、独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

○本件取組の概要図

図中の矢印は、いずれも A 県において医薬品群 M を配送する車両の移動を表す。

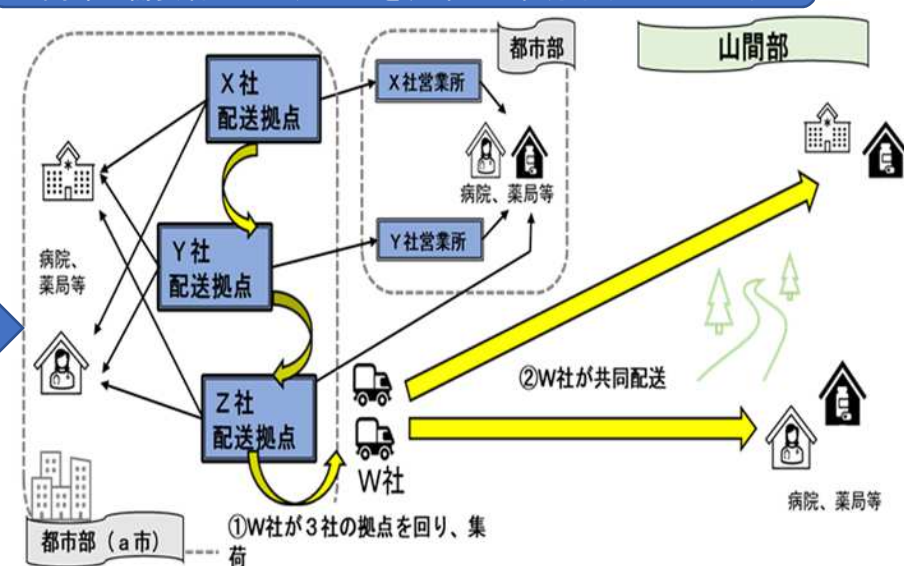
取組前:

3社が各自で、都市部及び山間部の需要者に配送



取組後:

山間部の需要者への配送のみを、W社が3社分取りまとめて配送



事例 2

医療用医薬品卸売事業者による中山間地域等向け配送の共同化

独占禁止法上の考え方

- ✓ 不当な取引制限（独占禁止法 2 条 6 項）に該当し、独占禁止法上問題となる（独占禁止法 3 条）か否か

検 討

本件取組は、A 県の医薬品群 M の卸売市場において競争関係にある 3 社が、従前自ら需要者に医薬品群 M の配送を行っていたところ、そのうち 3 社の A 県全体の医薬品群 M の販売額の約 20 パーセントに当たる山間部の需要者への配送を共同化する取組であるが、

- 本件取組は、医療用医薬品の運送の効率化を図り、3 社それぞれが単独では維持することが難しい A 県の山間部向け医薬品群 M の配送サービスの維持を目的とするものであること
- 本件取組により、山間部向けの配送費が 3 社間で統一されることになるものの、医薬品群 M の供給に要する費用のうち配送費の占める割合は極めて小さいことから、本件取組によって 3 社の間で 共通化されるコストの割合は小さく、本件取組が 3 社の卸売価格、数量等に影響を及ぼすおそれが小さいこと
- 本件取組への 参加は自由であること
- 本件取組が行われても、次の内容を含め、情報管理が適切に行われている限り、3 社間で協調的な行動が助長されるおそれがないこと
 - ・ 3 社は、互いに相手方の配送先、配送する医療用医薬品の名称、価格、数量等、重要な競争手段に関する情報を共有しないこと
 - ・ W 社（運送事業者）は、本件取組により、3 社の配送先、配送する医療用医薬品の名称及び数量に係る情報に接するものの、秘密保持契約及び W 社の親会社である Z 社との組織的分離により、当該情報を Z 社を含む他社に伝達しないこと
 - ・ 3 社の A 県全体の医薬品群 M の販売額の約 80 パーセントを占める A 県の都市部向けの医薬品群 M は、引き続き 3 社がそれぞれ配送すること

から、本件取組の対象市場を A 県の医薬品群 M の卸売市場とみた場合であっても、そのうちの山間部向けの卸売市場とみた場合であっても、これらの市場における 競争を実質的に制限するものではない。

- ✓ 回答 本件取組は、独占禁止法上問題となるものではない。

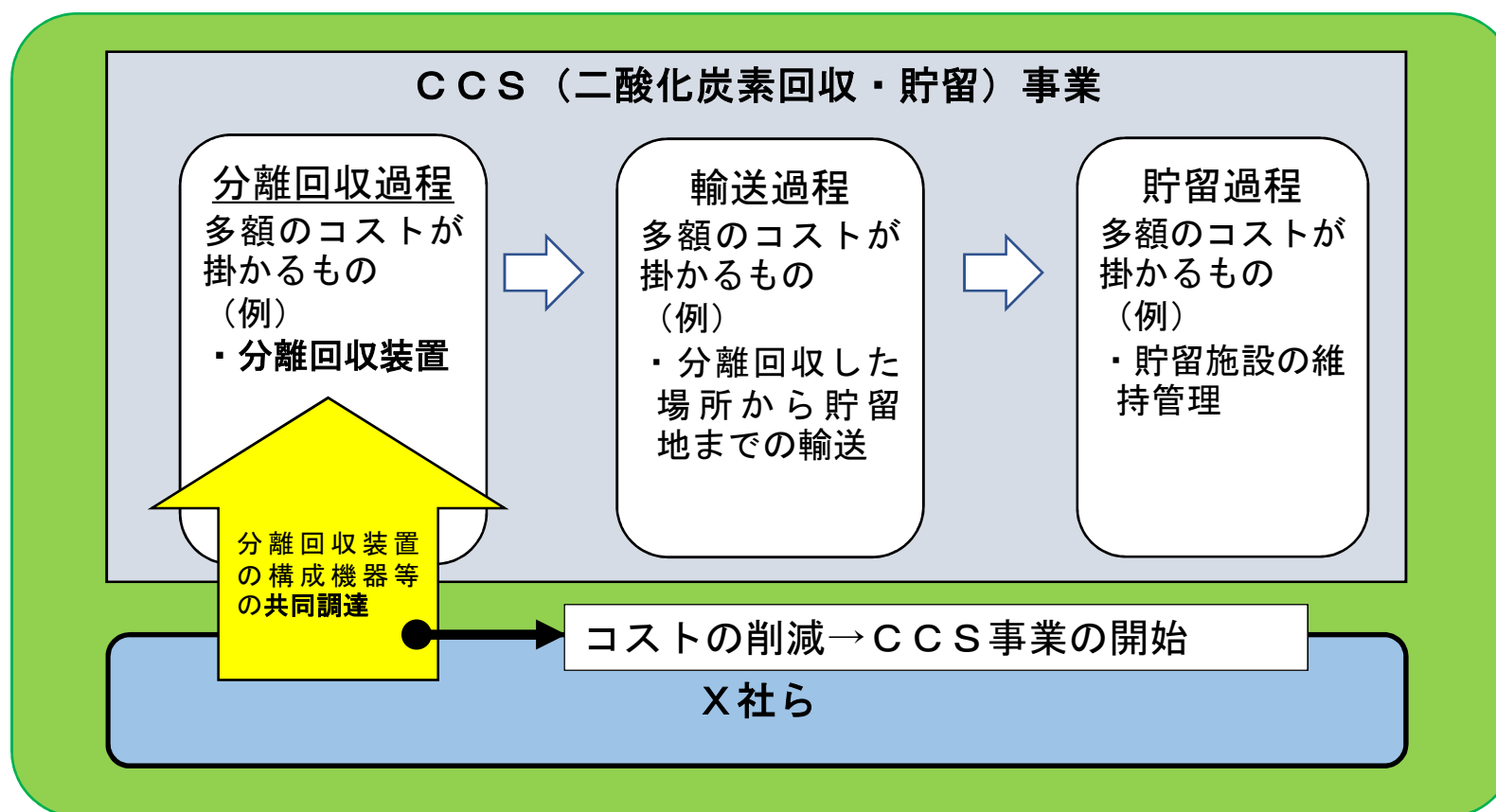
事例 3

事業者による発展段階の市場における共同調達 【グリーン社会の実現に向けた事業者等の取組に関する相談】

事業者数社が、大気中に放出される二酸化炭素の排出量削減を目的とするCCS事業の共同実施に必要な装置の導入に当たり、当該装置を構成する機器やその稼働に必要な資材を共同で調達することは、独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

※ CCS : Carbon dioxide Capture and Storage (二酸化炭素回収・貯留)

○本件取組の概要図



事例 3

事業者による発展段階の市場における共同調達 【グリーン社会の実現に向けた事業者等の取組に関する相談】

独占禁止法上の考え方

- ✓ 不当な取引制限（独占禁止法 2 条 6 項）に該当し、独占禁止法上問題となる（独占禁止法 3 条）か否か
【参考】グリーンガイドライン第 1 の 3（2）イ（エ）（※37p）

検 討

- 本件取組の結果、コストの削減が図られ、C C S 事業が実施できた場合、大気中に放出される二酸化炭素の排出量を大幅に削減することが見込まれることから、**グリーン社会の実現に向けた取組**であることが認められる。
- 本件取組は、X 社らが、**分離回収装置の構成機器等を共同で調達するもの**である。
（分離回収装置の構成機器等の調達市場に与える影響について）
 - ・ C C S 事業の各過程についての技術が未確立であるため現時点で安定的・継続的な市場が形成されているとまではいえず、X 社らの分離回収装置の構成機器等の調達市場におけるシェアは不明である。しかしながら、当該調達市場には X 社ら以外にも **X 社らと競争関係にある事業者が十数社存在する**。
 - ・ 分離回収装置の構成機器等は C C S 事業の分離回収過程の実施に必要不可欠であり、分離回収装置の構成機器等の物品ごとに、その販売を行う事業者が数社にとどまることから、**供給者が X 社らに対して、対抗的な交渉力を有している**と考えられる。**（分離回収役務の提供市場に与える影響について）**
 - ・ 現段階では、C C S 事業の各過程についての技術は未確立であり、C C S 事業全体の自立化を政府が支援している状況にあることから、X 社らはもとより国内で C C S 事業について先進性のあるプロジェクトを進めている他の事業者も、**具体的には自社工場で排出される二酸化炭素の分離回収そのものを検討するにとどまる**。これを踏まえると、**本件取組が分離回収役務の提供市場へ直ちに影響を与えることはない**と考えられる。以上の検討を踏まえると、本件取組がもたらす**競争制限効果は限定的である**と考えられる。
- 本件取組は、**グリーン社会の実現に向けた取組であり、目的の合理性が認められる**。また、C C S 事業を事業として成立させ、実施していくに当たっては、分離回収装置の構成機器等の調達費用の削減が課題であるところ、X 社らで共同調達することは**課題の解決のために現状で採り得る限られた手段であり、手段の相当性が認められる**。
- 本件取組は、分離回収装置の構成機器等の調達費用の削減を図ることで、X 社らにおける C C S 事業を事業として成立させ、もって、**我が国における C C S 事業の担い手を増やすもの**であり、**競争促進効果があるもの**と考えられる。

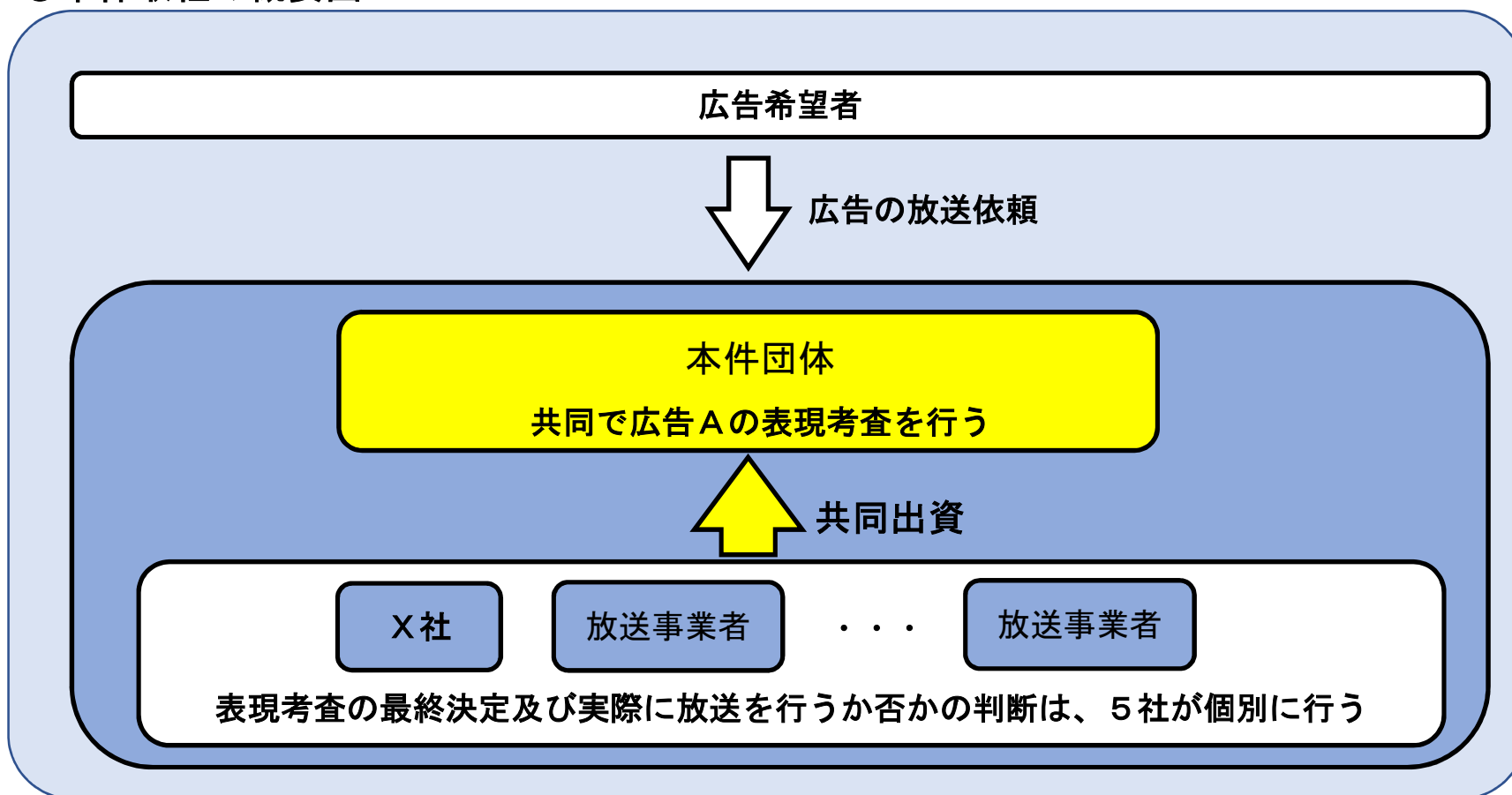
✓ 回答 本件取組は、独占禁止法上問題となるものではない。

事例 4

放送事業者による広告審査業務の共同化

放送事業者 5 社が、新たに共同で団体を設立し、従来各社で行っていた広告審査業務の一部を当該団体に委託する取組について、独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

○本件取組の概要図



事例 4

放送事業者による広告審査業務の共同化

独占禁止法上の考え方

- ✓ 不当な取引制限（独占禁止法 2 条 6 項）に該当し、独占禁止法上問題となる（独占禁止法 3 条）か否か

検 討

本件取組は、日本全国のα放送で放送する広告に係る広告枠の販売分野において合計で約50パーセントのシェアを有する5社が、本件団体を介して表現審査を共同で行うことにより広告枠販売業務の一部を共同化するものであるが、

- 表現審査の基準は各種法令や業界団体が定める放送基準に基づいているため、5社の各放送基準の内容はおおむね一致しており、表現審査での競争はほとんど想定されない上、5社は、表現審査の最終決定について、本件取組実施後も個別に行うこととしており、本件団体によらない独自の表現審査を行うことも妨げられないこと
- 5社は、各社で基準の異なる二次審査について、本件取組実施後も独自に行うこと
- α放送で放送する広告に係る広告枠の販売に要するコストに占める表現審査のコストの割合は5社いずれも1パーセント未満であることから、5社間で共通化される表現審査のコストの割合は小さく、α放送で放送する広告に係る広告枠の販売価格に与える影響は軽微と考えられること
- 本件取組で共有する情報は表現審査の共同実施に必要な情報に限られており、広告料金の設定に係る情報等重要な競争手段に具体的に關係する内容の情報は5社間及び本件団体との間で共有しないことから、我が国におけるテレビジョン放送のうちα放送の広告枠販売分野における競争を実質的に制限するものではない。

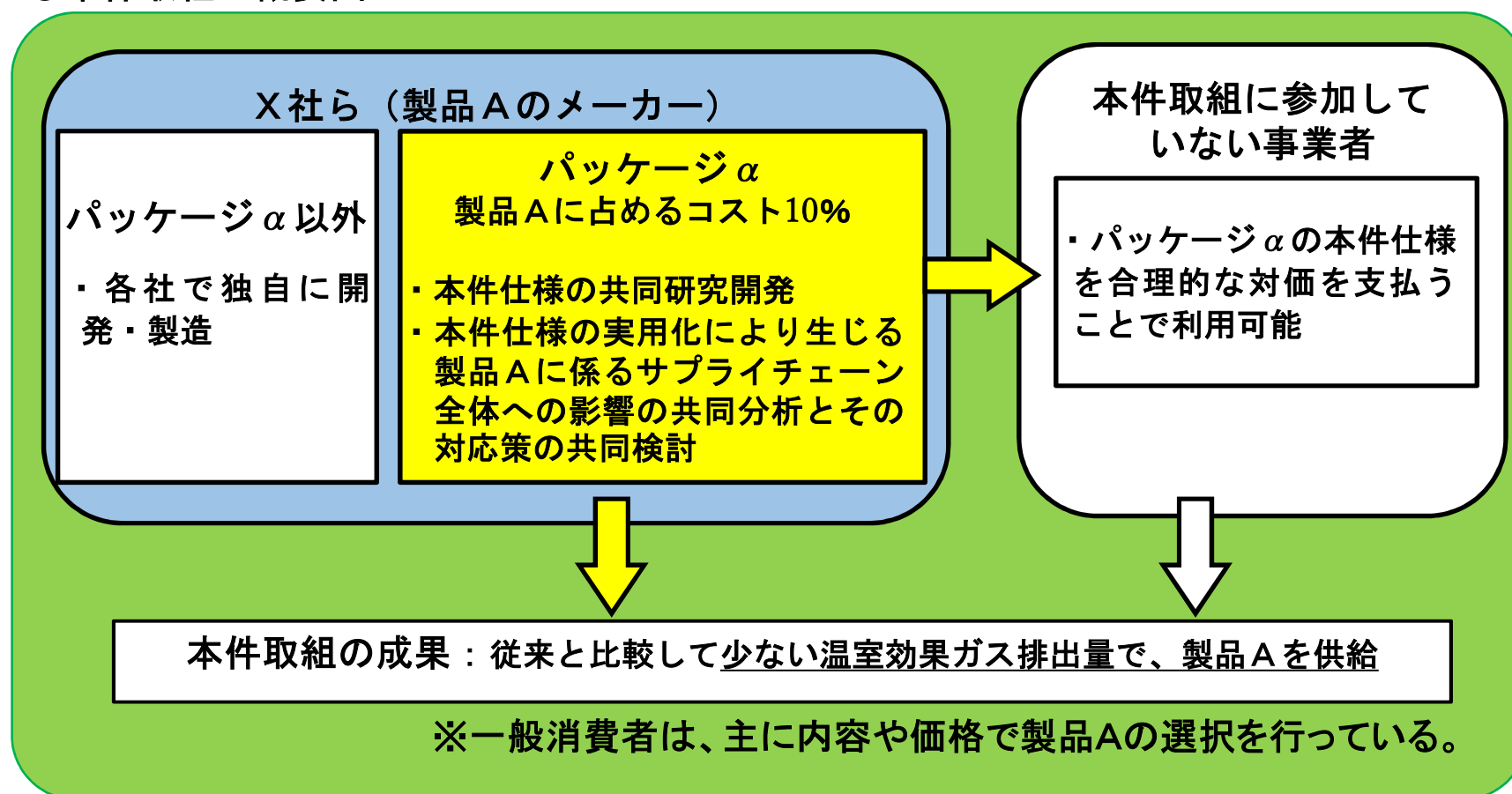
- ✓ 回答 本件取組は、独占禁止法上問題となるものではない。

事例 5

メーカーによる温室効果ガス排出量削減に向けたパッケージ仕様の共同研究等
【グリーン社会の実現に向けた事業者等の取組に関する相談】

メーカー数社が、温室効果ガス排出量削減に向け、パッケージの一部を小型化・軽量化するための共同研究等を実施することは、独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

○本件取組の概要図



事例 5

メーカーによる温室効果ガス排出量削減に向けたパッケージ仕様の共同研究等 【グリーン社会の実現に向けた事業者等の取組に関する相談】

独占禁止法上の考え方

- ✓ 私的独占（独占禁止法 2 条 5 項）又は不当な取引制限（同 6 項）に該当し、独占禁止法上問題となる（独占禁止法 3 条）か否か
【参考】グリーンガイドライン「はじめに」 2（※35p）、第 1 の 3（2）イ（ア）（※36p）、共同研究開発ガイドライン第 1 - 2（1）（※34p）

検 討

（本件仕様の共同研究開発について）

- 本件取組には、温室効果ガス排出量削減が見込まれることから、本件取組は、**グリーン社会の実現に向けた取組**であることが認められる。
- 本件取組のうち共同研究開発に係る取組は、我が国における製品 A の製造販売分野で合計約 70 パーセントから 80 パーセントのシェアを有する X 社らが、パッケージ a の仕様の変更等を対象として開発研究を共同で行うものであり、また、研究開発に係るコストが膨大であって単独での負担が困難であるという事情が認められるものではないが、
 - ・ パッケージ a の更なる小型化・軽量化の研究開発は、本件取組に参加しない事業者によっても可能であること
 - ・ 本件取組開始後も パッケージ a の製造並びに製品 A の開発及び製造は、各社が独自に行うこと
 - ・ 消費者は主に内容や価格で製品 A の選択を行っていることに加え、本件仕様によるパッケージ a を採用した場合の製品 A の製造に要する費用全体に占めるパッケージ a に係る 費用の割合は、各社において最大でも 10 パーセント程度であることから、本件取組における研究開発が製品 A の製造販売市場における競争に及ぼす影響は軽微と考えられること
 - ・ 本件取組における研究開発の実施に当たり、X 社らの間で共有される情報は、本件取組に必要な事項に限られ、パッケージ a 及び製品 A の製造・流通・販売に係る費用・価格、数量、取引先等の情報は共有せず、パッケージ a 以外のパッケージ並びに製品 A の開発及び製造は、各社が独自に行うこと
 - ・ 本件取組に参加していない事業者も、本件取組の成果であるパッケージ a の本件仕様を、合理的な対価を支払うことで利用することができることに加え、製品 A の製造販売はパッケージ a の本件仕様を用いずとも可能であることから、本件取組によって、パッケージ a の研究開発における競争に与える影響は軽微であり、製品 A の開発及び製造市場に与える影響も軽微である。他方でパッケージ a の本件仕様が実用化された場合、従来と比較して少ない温室効果ガス排出量で製品 A を供給できるため、本件取組には、新たな技術や優れた商品を生み出す等の 競争促進効果がある。

（本件仕様の実用化により生じる製品 A に係るサプライチェーン全体への影響の共同分析とその対応策の共同検討について）

- 共同研究開発の成果である本件仕様の影響の分析・検討、具体的には、パッケージ a の小型化・軽量化に伴う製品 A の製造、流通、販売等の方法に対する影響についての 分析・検討にとどまるものであり、上記 5 点の理由うちの下 4 点の各事実を踏まえれば、製品 A の製造販売分野における競争に影響を与えるものでもない。

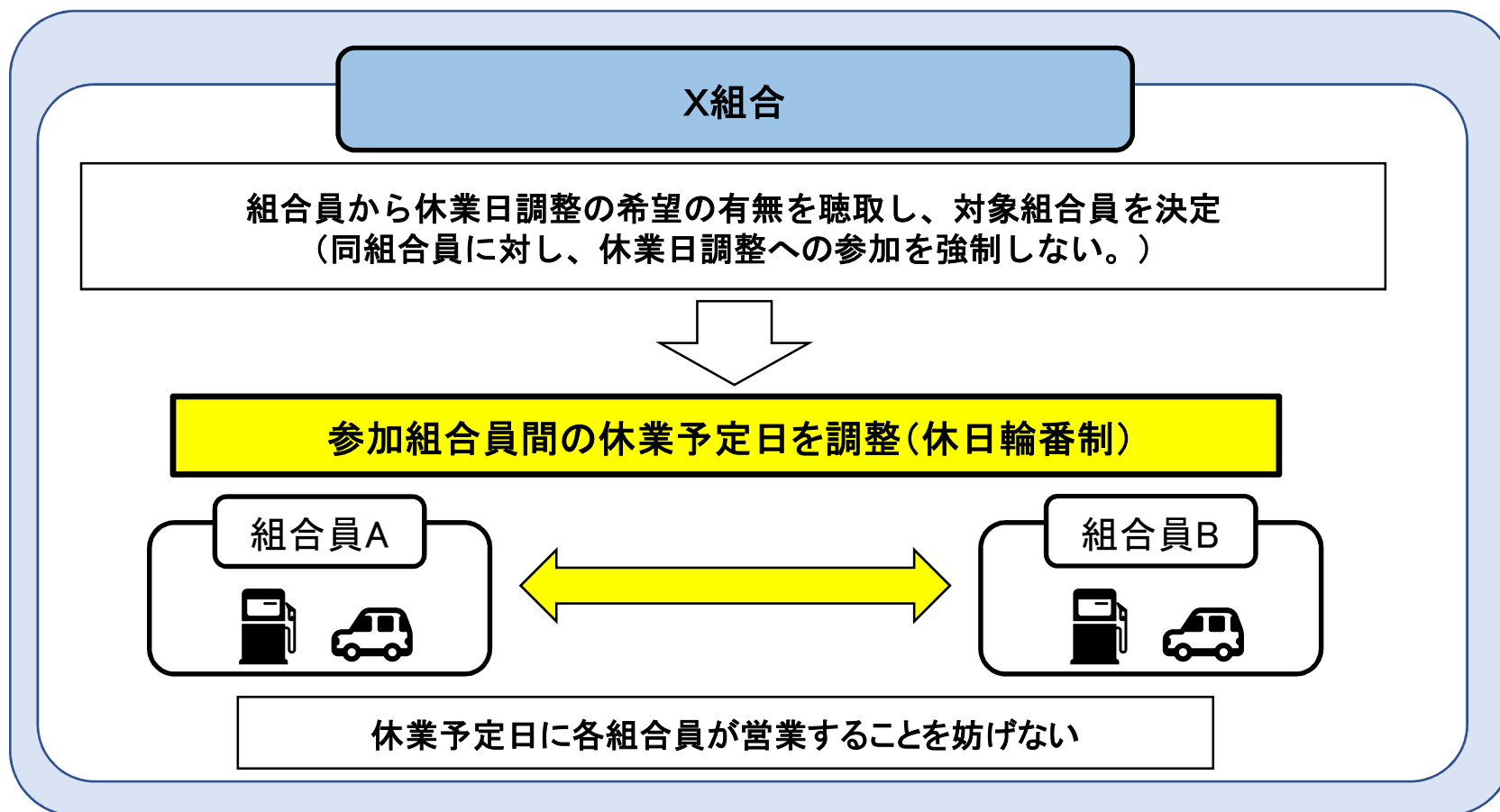
- ✓ **回答** 本件取組は、独占禁止法上問題となるものではない。

事例 6

ガソリンスタンド過疎地における休業日の調整（休業輪番制）

事業者団体が、特定のガソリンスタンド過疎地において、会員が経営するガソリンスタンド間で休業日を調整する取組を行うことについて、独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

○本件取組の概要図



事例 6

ガソリンスタンド過疎地における休業日の調整（休業輪番制）

独占禁止法上の考え方

一定の事業分野における現在又は将来の事業者の数の制限（独占禁止法 8 条 3 号）、構成事業者の機能又は活動の不当な制限（独占禁止法 8 条 4 号）又は事業者に不公正な取引方法に該当する行為をさせるようにすること（独占禁止法 8 条 5 号）に該当し、独占禁止法上問題となるか否か

【参考】事業者団体ガイドライン第 2 - 8(2)（※33p）

検 討

本件取組は、

- S S 過疎地における S S ネットワークの維持のために必要な方策の一つと考えられる経営者を含めた働き手の身体的負担の軽減と、S S 過疎地内における燃料供給体制の確保との両立を図るという **取組の目的が正当である。**
- **次の点から、競争手段を制限し需要者の利益を不当に害するものとはいえない。**
 - ・ **各参加組合員の休業予定日を調整するにすぎず、**各参加組合員が自己の休業予定日とされた日に営業することは妨げられず、各参加組合員の営業日や休業日の設定の自由を拘束するものではないことから、**参加組合員の競争手段を制限するものではないこと**
 - ・ 調整した休業予定日に休業する参加組合員は**事前に休業日を店頭で周知する**ため、当該参加組合員の S S での給油等を希望する需要者は休業日前に給油等を行えるほか、当該参加組合員の休業日に給油等を希望する需要者は、同一の S S 過疎地内で休業していない他の参加組合員の S S で給油等ができることから、**需要者の利益を不当に害するものではない。**
- **事業者間で不当に差別的な内容となっていない。**

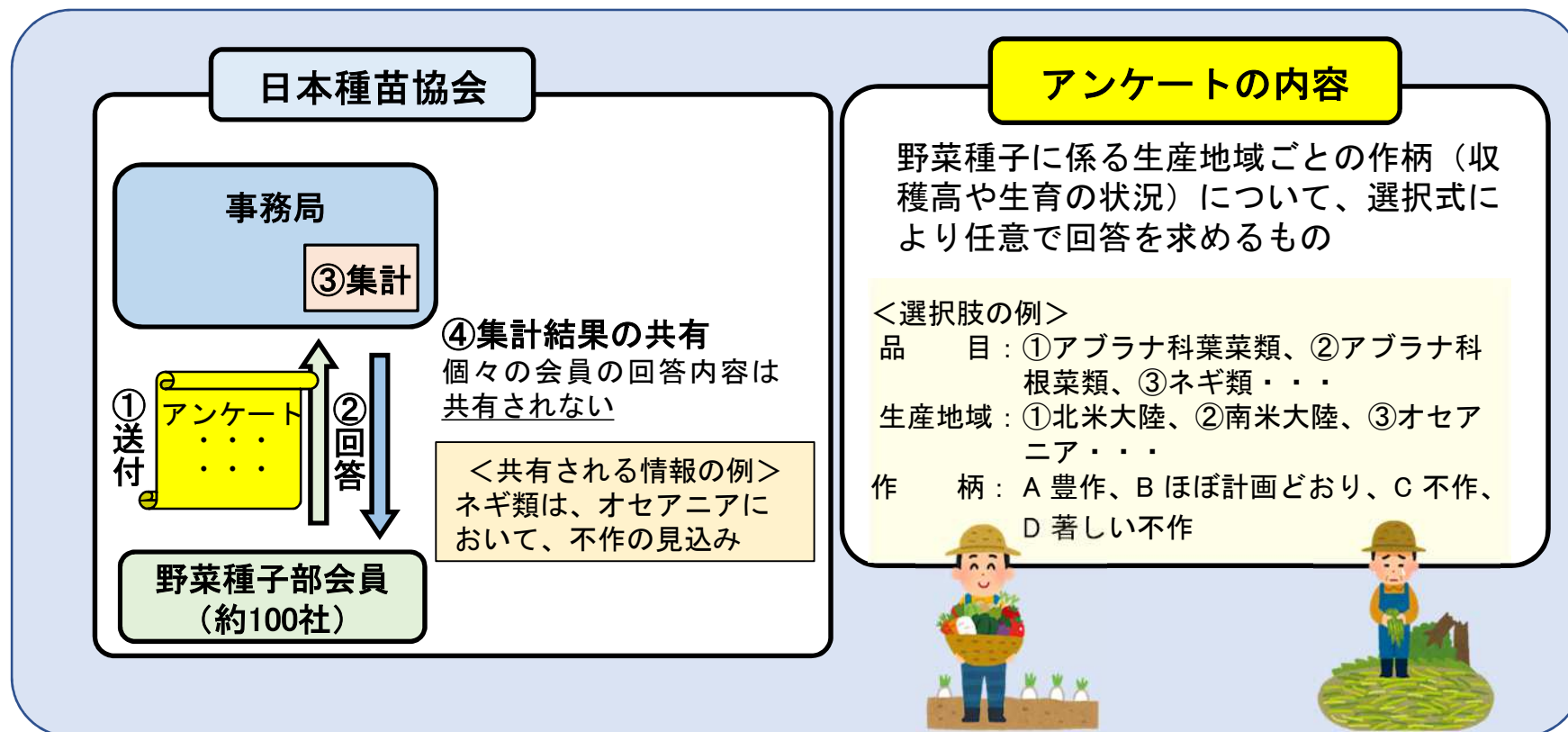
✓ 回答 本件取組は、独占禁止法上問題となるものではない。

事例 7

事業者団体の構成事業者に対するアンケートの実施及び集計結果の共有 (事前相談制度による相談、令和6年12月23日公表)

一般社団法人日本種苗協会が、会員事業者のうち野菜種子部会に所属する事業者に対し、特定の野菜品目類ごとの種子に係る生産地域ごとの作柄について、選択式による任意回答のアンケートを実施し、その結果を集計したものに客観的な統計処理等を行った情報を野菜種子部会員に共有しようとするということについて、独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

○本件取組の概要図



事例 7

事業者団体の構成事業者に対するアンケートの実施及び集計結果の共有 (事前相談制度による相談、令和6年12月23日公表)

独占禁止法上の考え方

- ✓ 一定の取引分野における競争の実質的制限（独占禁止法8条1号）に該当し、独占禁止法上問題となるか否か

【参考】事業者団体ガイドライン第2－9（※33p）

検 討

本件取組は、

- 本件情報が、野菜種子に係る生産地域ごとの作柄の傾向を示す情報にとどまることから、各構成事業者たる野菜種子部会員の現在又は将来の事業活動における重要な競争手段に具体的に
関係する内容の情報ではない。
- アンケートに係る情報の管理は野菜種子部会員を含まない日本種苗協会の事務局のみで行われ、野菜種子部会員に対し共有される本件情報は客観的な統計処理等が行われたものであることから、本件情報が野菜種子部会員間で共有されることにより野菜種子部会員相互の行動が予測可能になる又は野菜種子部会員間で競争制限に係る共通の意思が形成されることにならない。

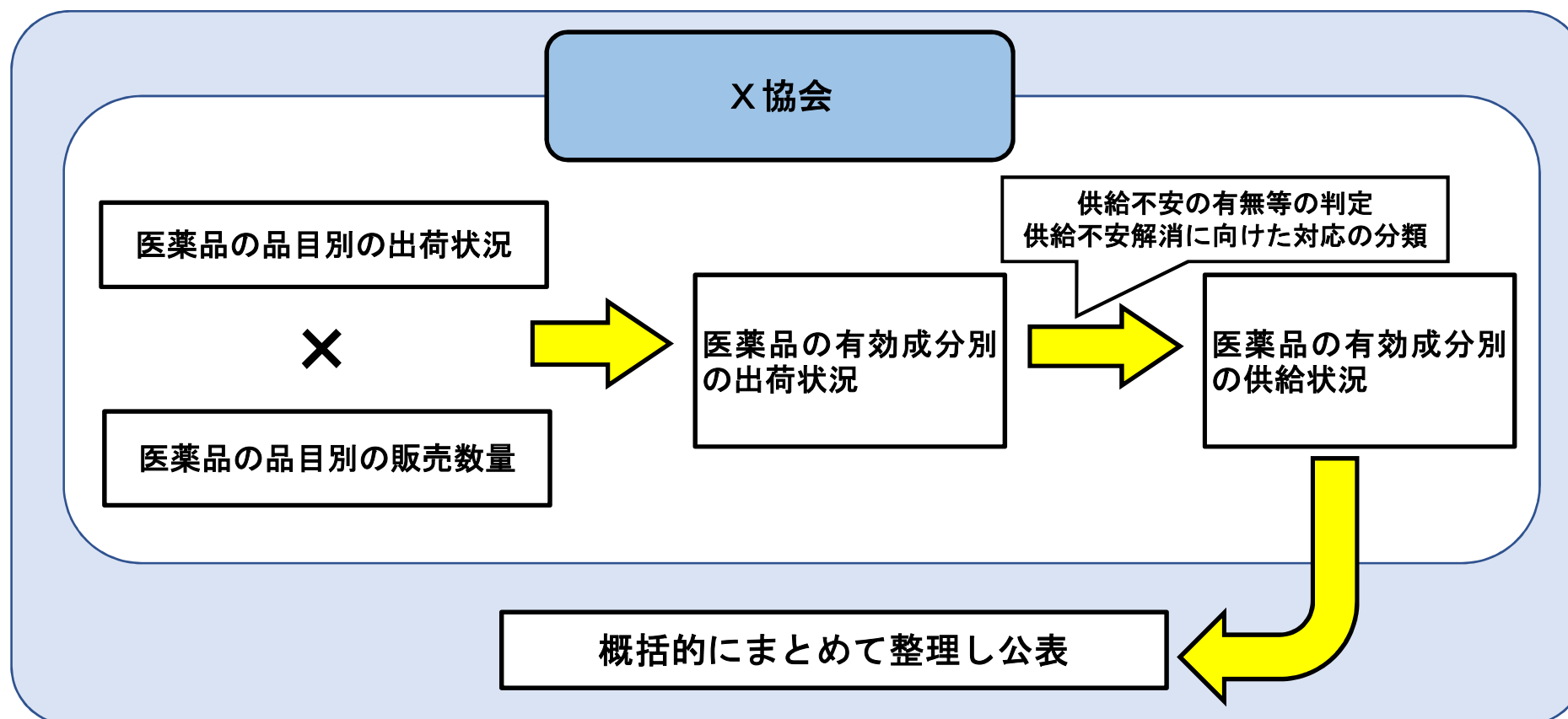
- ✓ 回答 本件取組は、独占禁止法上問題となるものではない。

事例 8

後発医薬品メーカーの団体が供給状況等进行分析して公表する取組

後発医薬品メーカーの団体が、当該医薬品メーカーの団体が属する連合会が調査して公表する出荷状況等のデータを基に分析を行い、それにより得られた医薬品の有効成分別の供給状況を概括的にまとめて整理し、公表する取組について、独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

○本件取組の概要図



事例 8

後発医薬品メーカーの団体が供給状況等を分析して公表する取組

独占禁止法上の考え方

- ✓ 一定の取引分野における競争の実質的制限（独占禁止法 8 条 1 号）に該当し、独占禁止法上問題となるか否か

【参考】事業者団体ガイドライン第 2 - 9 （※33p）

検 討

本件取組は、

- 後発医薬品の供給不安を解消するという社会公共的な要請に対応する目的から行われるものである。
- 本件取組を行っても、次の理由から、後発医薬品メーカー間で後発医薬品の出荷に係る具体的な内容について相互に行動が予測可能になるような効果は生じず、後発医薬品メーカー間で競争制限に係る共通の意思の形成や競争制限行為が行われることにはならない。
 - ・ 本件取組で扱う情報は、既に公表されるなどして一般に利用可能なものであること
 - ・ 本件取組の実際の作業に当たって、情報を取り扱う者は、1 名だけであり、この者は、他の者に情報を提供しないとされていること
 - ・ 本件取組の結果として得られる医薬品の有効成分別の供給状況は、客観的に統計処理され概括的に示されるものであって、個別の後発医薬品の具体的な価格や出荷先等、後発医薬品メーカーの現在又は将来の事業活動に係る重要な競争手段の具体的な内容を含むものではないこと

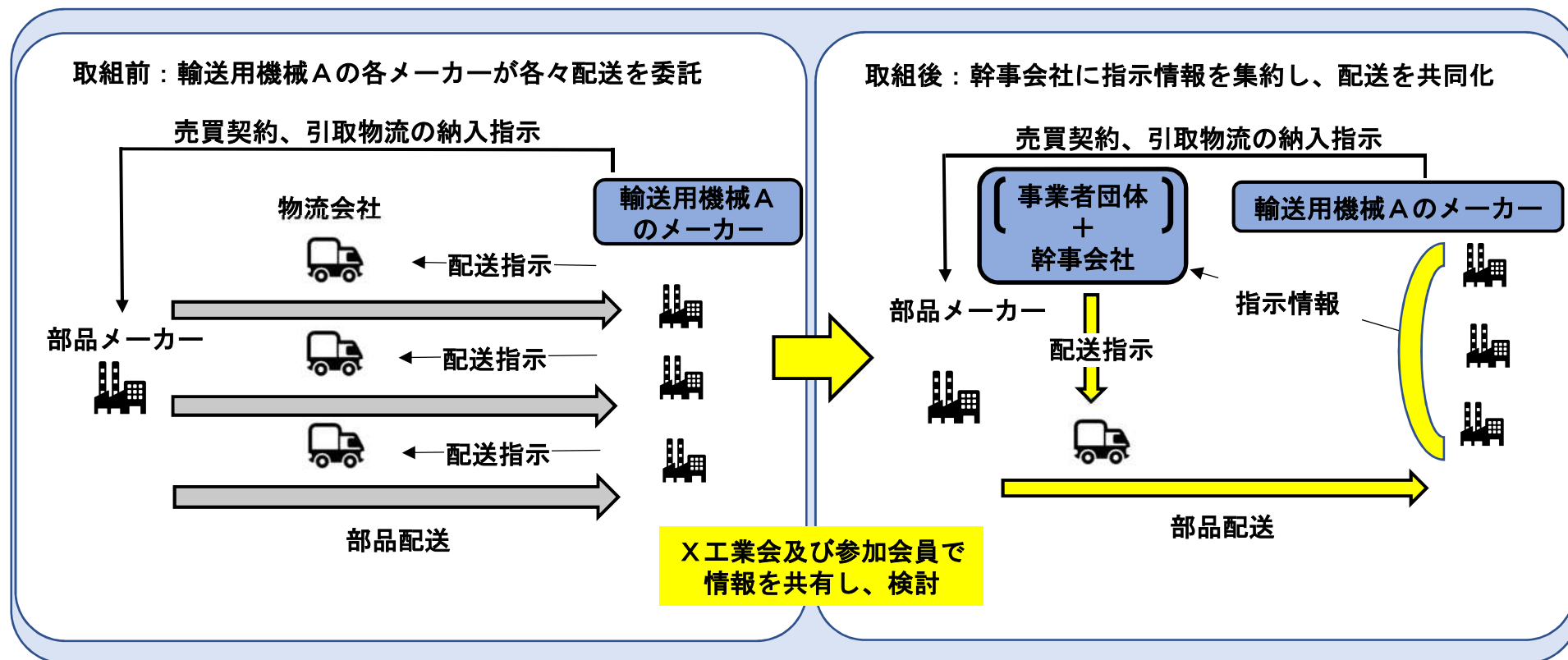
- ✓ 回答 本件取組は、独占禁止法上問題となるものではない。

事例 9

業務提携に向けた情報共有等

事業者団体とその会員である輸送用機械のメーカーが、購入した部品の共同配送の実施に向けた情報共有及び検討を行った上で、会員間で共同配送を実施することについて、独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

○本件取組の概要図



事例 9

業務提携に向けた情報共有等

独占禁止法上の考え方

- ✓ 不当な取引制限（独占禁止法 2 条 6 項）に該当し、独占禁止法上問題となる（独占禁止法 3 条）か否か
- ✓ 一定の取引分野における競争の実質的制限（独占禁止法 8 条 1 号）に該当し、独占禁止法上問題となるか否か

【参考】事業者団体ガイドライン第 2 - 9 （※33p）

検 討

（共同ミルクランの制度設計段階における情報共有について：本件取組①）

- 指示情報の共有を通じて参加会員間に輸送用機械 A の価格・数量・取引先等の競争制限に係る暗黙の了解若しくは共通の意思が形成され、又はこの情報共有が手段・方法となって競争制限行為が行われることはないものと考えられる。

（共同ミルクランの実施について：本件取組②）

➤ 物流サービスの調達市場への影響について

- ・輸送用機械 A の各メーカーは、物流事業者等に対して部品の配送を委託するに際し、特殊な条件を付すことはしていない。また、参加会員の物流サービスの調達市場におけるシェアは高くない。そのため、共同ミルクランの実施が物流サービスの調達市場へ与える影響は軽微と考えられる。

➤ 輸送用機械 A の販売市場への影響について

- ・コスト共通化割合は小さく、本件取組②による輸送用機械 A の販売価格へ与える影響は軽微と考えられる。
- ・集約・共有される情報は、物流部門以外の他部署に共有されないことから、共同ミルクランの実施に伴い行われる情報共有により、輸送用機械 A の価格・数量・取引先等の競争制限に係る暗黙の了解若しくは共通の意思が形成され、又はこの情報共有が手段・方法となって競争制限行為が行われることはないものと考えられる。

そのため、共同ミルクランの実施が輸送用機械 A の販売市場に与える影響は軽微と考えられる。

➤ 輸送用機械 A の部品の調達市場への影響について

- ・本件取組は、輸送用機械 A のメーカーと部品メーカーとの売買契約が成立した後の部品の輸送面のみの共同の取組であり、情報が物流部門以外の他部署に共有されないことを前提とすると、共同ミルクランの実施が輸送用機械 A の部品の価格・数量等について、参加会員間での協調的な行動を助長するおそれはないと考えられる。

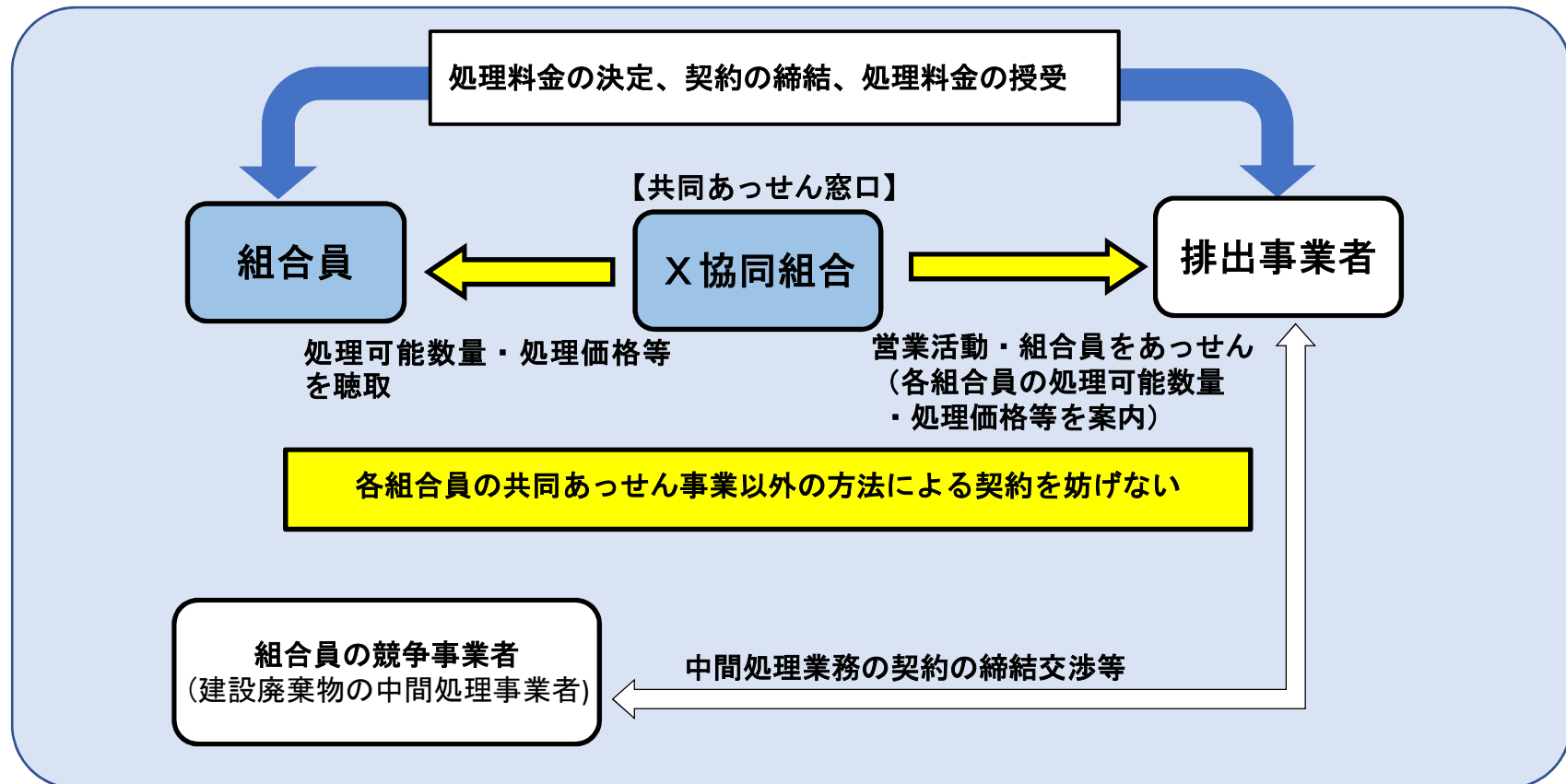
✓ 回答 本件取組①及び本件取組②は、独占禁止法上問題となるものではない。

事例10

協同組合の共同あっせん事業に伴って行われる価格情報等の共有

協同組合が行う共同あっせん事業において、組合員の価格情報等を取りまとめ、組合内で共有した上で営業活動に用いる取組について、独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

○本件取組の概要図



事例10

協同組合の共同あっせん事業に伴って行われる価格情報等の共有

独占禁止法上の考え方

- ✓ 組合の行為（独占禁止法22条）に該当し、かつ、ただし書きの要件に該当せず、独占禁止法の適用が除外されるか否か

検 討

本件取組は、X協同組合が各組合員のおおよその処理価格等を取りまとめ、それを組合内で共有した上で排出事業者に提示するものであるから、組合員間で価格等重要な競争手段の具体的な内容に関して、相互間での予測を可能にするような効果が生じるおそれがあるとも考えられるが、

- 受注した組合員が中間処理を行えないことが判明した場合には、X協同組合がその処理が行えるよう別の組合員をあっせんするなど、共同あっせん事業としての実態を備えることから、X協同組合の設立準拠法である中小企業等協同組合法に基づく共同経済事業として行われるものであり、「組合の行為」として認められること
 - ・ 各組合員が処理料金を決定すること、また、各組合員は共同あっせん事業以外の方法によっても自由に受注できること
 - ・ 組合員が主に受注する地区内に処理施設を有する建設廃棄物の中間処理事業者には、X協同組合の組合員と同等以上の規模の事業者が複数存在し、当該地区内に処理施設を有する同事業者全体に占めるX協同組合の組合員の数が半数に満たないこと
- から、一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を引き上げることとなる場合に当たるおそれは低いと考えられること
- 会員間で差別的な取扱いをするなど不公正な取引方法に該当する行為は、行われないことから、独占禁止法の適用が除外される。

- ✓ 回答 本件取組は、独占禁止法上問題となるものではない。

事例10

協同組合の共同あっせん事業に伴って行われる価格情報等の共有

(参照)

独占禁止法

第二十二条 この法律の規定は、次の各号に掲げる要件を備え、かつ、法律の規定に基づいて設立された組合（組合の連合会を含む。）の行為には、これを適用しない。ただし、不公正な取引方法を用いる場合又は一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を引き上げることとなる場合は、この限りでない。

- 一 小規模の事業者又は消費者の相互扶助を目的とすること。
- 二 任意に設立され、かつ、組合員が任意に加入し、又は脱退することができること。
- 三 各組合員が平等の議決権を有すること。
- 四 組合員に対して利益分配を行う場合には、その限度が法令又は定款に定められていること。

中小企業等協同組合法

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律との関係）

第七条 次の組合は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号。以下「私的独占禁止法」という。）の適用については、同法第二十二条第一号の要件を備える組合とみなす。

- 一 事業協同組合又は信用協同組合であつて、その組合員たる事業者が次のいずれかに掲げる者であるもの
 - イ 資本金の額又は出資の総額が三億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については五千万円、卸売業を主たる事業とする事業者については一億円）を超えない法人たる事業者
 - ロ 常時使用する従業員の数が三百人（小売業を主たる事業とする事業者については五十人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については百人）を超えない事業者
 - 二 事業協同小組合
 - 三 前二号に掲げる組合をもつて組織する協同組合連合会
- 2 事業協同組合又は信用協同組合であつて、前項第一号イ又はロに掲げる者以外の事業者を組合員に含むものがあるときは、その組合が私的独占禁止法第二十二条第一号の要件を備える組合に該当するかどうかの判断は、公正取引委員会の権限に属する。
- 3 前項に掲げる組合は、第一項第一号イ又はロに掲げる者以外の事業者が組合に加入した日又は事業者たる組合員が同号イ又はロに掲げる者でなくなつた日から三十日以内に、その旨を公正取引委員会に届け出なければならない。



参考＜ガイドライン＞

本事例集に引用等している事業者等の活動に関するガイドラインは、次のとおりである。

（ガイドライン等） <https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/index.html>

流通・取引慣行ガイドライン（抜粋）

（「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針（平成3年7月）」）
<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/ryutsutorihiki.html>



第1 再販売価格維持行為

2 再販売価格の拘束

（7） なお、次のような場合であって、事業者の直接の取引先事業者が単なる取次ぎとして機能しており、実質的にみて当該事業者が販売していると認められる場合には、当該事業者が当該取引先事業者に対して価格を指示しても、通常、違法とはならない。

- ① 委託販売の場合であって、受託者は、受託商品の保管、代金回収等についての善良な管理者としての注意義務の範囲を超えて商品が滅失・毀損した場合や商品が売れ残った場合の危険負担を負うことはないなど、当該取引が委託者の危険負担と計算において行われている場合。
- ② メーカーと小売業者（又はユーザー）との間で直接価格について交渉し、納入価格が決定される取引において、卸売業者に対し、その価格で当該小売業者（又はユーザー）に納入するよう指示する場合であって、当該卸売業者が物流及び代金回収の責任を負い、その履行に対する手数料分を受け取ることとなっている場合など、実質的にみて当該メーカーが販売していると認められる場合

事業者団体ガイドライン（抜粋）

（「事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針（平成7年10月）」）
<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/jigyoshadantai.html>



第二 事業者団体の実際の活動と独占禁止法

8 営業の種類、内容、方法等に関する行為

(2) 自主規制等

一方、営業の種類、内容、方法等に関連して、事業者団体が、例えば、消費者の商品選択を容易にするため表示・広告すべき情報に係る自主的な基準を設定し、また、環境の保全や未成年者の保護等の社会公共的な目的又は労働問題への対処のため営業の方法等に係る自主規制等の活動を行う場合がある（注）。このような活動については、独占禁止法上の問題を特段生じないものも多いが、一方、活動の内容、態様等によっては、多様な営業の種類、内容、方法等を需要者に提供する競争を阻害することとなる場合もあり、法第八条第三号、第四号又は第五号の規定に違反するかどうかが問題となる。また、自主規制等の形をとっていても、当該活動により市場における競争を実質的に制限することがあれば、法第八条第一号の規定に違反する。このような自主規制等の活動の法第八条第三号、第四号又は第五号の規定に係る競争阻害性の有無の判断については、「7 種類、品質、規格等に関する行為」の（2）の「ア 自主規制等に係る判断」に記したところが当てはまる。（注） 事業者団体が、正当と考える目的に基づいて、事業者の営業の種類、内容、方法等に関する自主的な基準・規約等を設定し、その周知・普及促進を行い、又はその利用・遵守を申し合わせ、若しくは指示・要請する等の活動を、この8の記述においては、「自主規制等」という。

9 情報活動

(2) 違反となるおそれがある行為

一方、事業者団体の情報活動を通じて、競争関係にある事業者間において、現在又は将来の事業活動に係る価格等重要な競争手段の具体的な内容に関して、相互間での予測を可能にするような効果を生ぜしめる場合がある。このような観点から見て、下記9—1に挙げるような情報活動は、違反となるおそれがある。

このような情報活動を通じて構成事業者間に競争制限に係る暗黙の了解若しくは共通の意思が形成され、又はこのような情報活動が手段・方法となって競争制限行為が行われていれば、原則として違反となる。

すなわち、事業者団体によるこのような情報活動が、1—1（価格等の決定）、1—2（再販売価格の制限）、2—1（数量の制限）、3—1（取引先の制限）、3—2（市場の分割）、3—3（受注の配分、受注予定者の決定等）、4—1（設備の新增設等の制限）、5—1（参入制限等）等に挙げられるような事業者団体による制限行為につながり、又はそれら制限行為に伴う場合は、それぞれ、「1 価格制限行為」から「5 参入制限行為等」までのところ等に記述したように、法第八条の規定に違反することとなる。（以下略）

共同研究開発ガイドライン（抜粋）

（「共同研究開発に関する独占禁止法上の指針（平成5年4月）」）

<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/kyodokenkyu.html>



第1 研究開発の共同化に対する独占禁止法の適用について

2 判断に当たっての考慮事項

(1) 研究開発の共同化の問題については、個々の事案について、競争促進的効果を考慮しつつ、技術市場又は製品市場における競争が実質的に制限されるか否かによって判断されるが、その際には、以下の各事項が総合的に勘案されることとなる。

[1] 参加者の数、市場シェア等

参加する事業者の数、市場シェア、市場における地位等が考慮されるが、一般的に参加者の市場シェアが高く、技術開発力等の事業能力において優れた事業者が参加者に多いほど、独占禁止法上問題となる可能性は高くなり、逆に参加者の市場シェアが低く、また参加者の数が少ないほど、独占禁止法上問題となる可能性は低くなる。

製品市場において競争関係にある事業者間で行う当該製品の改良又は代替品の開発のための共同研究開発についていえば、参加者の当該製品の市場シェアの合計が二〇%以下である場合には、通常は、独占禁止法上問題とならない。さらに、当該市場シェアの合計が二〇%を超える場合においても、これをもって直ちに問題となるというわけではなく、[1]から[4]までの事項を総合的に勘案して判断される。

○ 研究開発の共同化に関連する市場としては、製品とは別に成果である技術自体が取引されるので、技術市場も考えられる。技術市場における競争制限の判断に当たっては、参加者の当該製品についての市場シェア等によるのではなく、当該技術市場において研究開発の主体が相当数存在するかどうかが基準となる。その際、技術はその移転コストが低く、国際的な取引の対象となっていることから、当該技術市場における顕在的又は潜在的な研究開発主体としては、国内事業者だけでなく、外国事業者をも考慮に入れる必要があり、通常は相当数の研究開発主体が存在することが多く、そのような場合には、独占禁止法上問題となる可能性は低い。

[2] 研究の性格

研究開発は、段階的に基礎研究、応用研究及び開発研究に類型化することができるが、この類型の差は共同研究開発が製品市場における競争に及ぼす影響が直接的なものであるか、間接的なものであるかを判断する際の要因として重要である。特定の製品開発を対象としない基礎研究について共同研究開発が行われたとしても、通常は、製品市場における競争に影響が及ぶことは少なく、独占禁止法上問題となる可能性は低い。一方、開発研究については、その成果がより直接的に製品市場に影響を及ぼすものであるため、独占禁止法上問題となる可能性が高くなる。

[3] 共同化の必要性

研究にかかるリスク又はコストが膨大であり単独で負担することが困難な場合、自己の技術的蓄積、技術開発能力等からみて他の事業者と共同で研究開発を行う必要性が大きい場合等には、研究開発の共同化は研究開発の目的を達成するために必要なものと認められ、独占禁止法上問題となる可能性は低い。なお、環境対策、安全対策等いわゆる外部性への対応を目的として行われる共同研究開発については、その故をもって直ちに独占禁止法上問題がないとされるものではないが、研究にかかるリスク、コスト等にかんがみて単独で行うことが困難な場合が少なくなく、そのような場合には、独占禁止法上問題となる可能性は低い。

[4] 対象範囲、期間等

共同研究開発の対象範囲、期間等についても共同研究開発が市場における競争に及ぼす影響を判断するに当たって考慮される。すなわち、対象範囲、期間等が明確に画定されている場合には、それらが必要以上に広汎に定められている場合に比して、市場における競争に及ぼす影響は小さい。

グリーンガイドライン（抜粋）

（「グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方（令和5年3月）」）
https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/green_gl.pdf



はじめに

2 基本的考え方

グリーン社会の実現に向けた事業者等の取組は、多くの場合、事業者間の公正かつ自由な競争を制限するものではなく、新たな技術や優れた商品を生み出す等の競争促進効果⁴を持つものであり、温室効果ガス削減等の利益を一般消費者にもたらすことが期待されるものでもある。そのため、グリーン社会の実現に向けた事業者等の取組は基本的に独占禁止法上問題とならない場合が多い⁵。

一方、事業者等の取組が、個々の事業者の価格・数量、顧客・販路、技術・設備等を制限することなどにより、事業者間の公正かつ自由な競争を制限する効果⁶（以下「競争制限効果」という。）のみを持つ場合、新たな技術等のイノベーションが失われたり、商品又は役務の価格の上昇や品質の低下が生じたりすることにより一般消費者の利益が損なわれることになり、それが名目上はグリーン社会の実現に向けた事業者等の取組であったとしても、独占禁止法上問題となる⁷。

そして、ある具体的な事業者等の取組に競争制限効果が見込まれつつ競争促進効果も見込まれる場合、当該取組の目的の合理性及び手段の相当性（より制限的でない他の代替的手段があるか等）を勘案しつつ、当該取組から生じる競争制限効果と競争促進効果を総合的に考慮して、当該取組が独占禁止法上問題となるか否か判断されることとなる⁸。

本考え方は、以上のような枠組みの下、事業者等の実際の活動と独占禁止法との関係については、できるだけ分かりやすく示そうとしたものであって⁹、本考え方で挙げている想定例はあくまでも類型化・抽象化された例示である。「独占禁止法上問題とならない行為」として挙げている想定例に該当しないからといって直ちに独占禁止法上問題となるということではない。さらに、「独占禁止法上問題となる行為」として挙げている想定例に該当するような行為についても、情報遮断措置¹⁰等の措置による競争制限効果の解消のほか、海外からの輸入圧力の増加といった国際的な競争状況も含めた市場の動向等の様々な追加的な検討要素も考えられるところ、これらについて事前相談において事業者等からの説明がなされ、競争制限効果が解消されていること等が事実と認められる場合には、こうした事実を踏まえ、独占禁止法上問題ないと判断し得ることもある。こうした点も含め、公正取引委員会としては、グリーン社会の実現に向けた事業者等の取組を後押ししていくためにも、本考え方の内容に照らしつつ、事業者等との意思疎通を重ねながら積極的に相談への対応を行っていく。本考え方に示されていないものを含め、事業者等の具体的な行為が違反となるか否かについては、最終的に、独占禁止法の規定に照らして、個々の事案ごとに判断されるものであることはいうまでもない¹¹。

なお、グリーン社会の実現に向けた事業者等の取組として、現在、温室効果ガス削減に向けた取組が中心的に実施されていることを踏まえ、本考え方では基本的にこうした取組に関連する独占禁止法上の考え方や想定例を示している。しかしながら、社会公共的に望ましい目的のために実施され、消費者利益をもたらすことが期待されている取組は、温室効果ガス削減に向けた取組以外にも様々なものがあり、同様に社会公共的に望ましい目的のために実施される「持続可能な開発目標（SDGs）」達成に向けた事業者等の取組についても、行為の性質を踏まえれば、本考え方が示す判断枠組み等を適用できる可能性が高い¹²。

第1 共同の取組¹⁶

3 独占禁止法上問題とならないよう留意を要する行為

(2) 業務提携

イ 業務提携の類型別の主な考慮要素等

(ア) 共同研究開発

事業者が、グリーン社会の実現に向けた技術を生み出すため、競争関係にある事業者と共同で基礎研究、応用研究又は開発研究を行い、その技術を用いて新たな製品を開発することが考えられる。このような共同研究開発は、多くの場合、市場における競争に影響を与えないような少数の事業者間で行われており、独占禁止法上問題なく実施できるものが多い。また、温室効果ガスの削減といういわゆる外部性⁴⁵への対応を目的とする場合には、研究に係るリスク、コスト等に鑑みて単独で行うことが困難な場合が少なくなく、共同化は研究開発活動を活発で効率的なものとし、技術革新を促進するものであって、競争促進効果を有する場合も多く、そうした場合について独占禁止法上問題となる可能性は低い⁴⁶。

一方、例えば、研究開発の対象となる技術を利用した製品の市場において競争関係にある事業者の大部分が、各参加者が単独でも行い得るにもかかわらず共同研究を実施し、参加者間で研究開発活動を制限し、技術市場又は製品市場における競争が実質的に制限される場合等には、独占禁止法上問題となる。このため、共同研究開発に係る独占禁止法上問題となるか否かの検討に当たっては、まず、競争制限効果の有無及び程度について、以下の点を考慮して検討が行われる。

① 共同研究開発の参加者の数、市場シェア（製品市場において競争関係にある事業者間で行う当該製品の改良又は代替品の開発のための共同研究開発についていえば、参加者の当該製品の市場シェアの合計が20%以下である場合には、通常は、独占禁止法上問題とならない⁴⁷。）等

② 共同研究開発の性格（基礎研究、応用研究、開発研究の別等）

研究開発は、段階的に基礎研究、応用研究及び開発研究に類型化することができるが、この類型の差は共同研究開発が製品市場における競争に及ぼす影響が直接的なものであるか、間接的なものであるかを判断する際の要因として重要である。特定の製品開発を対象としない基礎研究について共同研究開発が行われたとしても、通常は、製品市場における競争に影響が及ぶことは少なく、独占禁止法上問題となる可能性は低い。一方、開発研究については、その成果がより直接的に製品市場に影響を及ぼすものであるため、独占禁止法上問題となる可能性が高くなる⁴⁸。

③ 共同研究開発の必要性（コストの分担等）

④ 共同研究開発の対象範囲、期間等（対象範囲や期間が必要以上に広汎に定められていないか等）

競争制限効果がない場合は独占禁止法上の問題とはならず、競争制限効果が認められる場合は、取組の目的の合理性及び手段の相当性を勘案しつつ、競争制限効果及び競争促進効果について総合的に考慮して、競争の実質的制限を生じさせるものであるかを判断することとなる。

なお、研究開発の共同化自体が独占禁止法上問題とならない場合であっても、共同研究開発の実施に伴う取決めによって、参加者の事業活動を不当に拘束し、公正な競争を阻害するおそれがある場合には、当該取決めは独占禁止法上問題となる。また、共同研究開発により開発された製品の価格や数量等について、相互に事業活動の制限がなされる場合にも、独占禁止法上問題となることがある。（以下略）

(工) 共同購入⁶⁰

事業者が、原材料・部品・設備について、同様に当該原材料等を必要とする競争者と共同での調達（以下「共同購入」という。）を行うことが考えられる。共同購入の目的は、交渉力を強化し、安定的・効率的な調達体制を確立することとされる。グリーン社会の実現に資する製品の製造においては、世界的に希少価値の高い原材料が用いられることや調達状況の不安定さが指摘される原材料を用いることもあり、そのような場合、安定的・効率的な調達体制の確立が課題となっている。したがって、共同購入によりその実現が図られた場合、グリーン社会の実現に大きく貢献するものと考えられる。

共同購入は、原材料・部品・設備についての安定的・効率的な調達を通じて競争促進効果を持つものであり、独占禁止法上問題なく実施できる場合が多いが、当該共同購入の対象商品の購入市場、又は当該商品を利用して供給する商品若しくは役務の販売市場における競争が実質的に制限される場合、独占禁止法上問題となる。

すなわち、共同購入の対象商品の需要全体に占める共同購入への参加者の市場シェアが高く、競争者の牽制力が弱いなどの場合には、共同購入への参加者が当該商品の購入価格を自らの意思である程度自由に左右できるようになることで、当該商品の購入市場における競争が実質的に制限されることがある。また、ある商品又は役務の販売市場における共同購入への参加者の市場シェアが高く、当該商品又は役務の供給に要するコストに占める共同購入の対象商品の購入額の割合が高いなどの場合には、共同購入への参加者間において当該商品又は役務の販売価格等の重要な競争手段に係る意思決定の一体化が図られ、あるいは、協調的な行動が助長されることにより、当該商品又は役務の販売市場における競争が実質的に制限されることがある。

このため、共同購入に係る独占禁止法上問題となるか否かの検討に当たっては、まず、競争制限効果の有無について、以下の点を考慮して検討が行われる。

- ① 購入市場については、共同購入への参加者の市場シェアや競争者の存在等
- ② 販売市場については、共同購入への参加者の市場シェアが高い場合に、
 - ・ 商品又は役務の供給に要するコストに占める共同購入の対象となる原材料等の購入額の割合⁶¹
 - ・ 販売価格等の情報交換や共有の可能性
- ③ 共同購入への参加が自由であり、制限が課されていないか

競争制限効果がない場合は独占禁止法上の問題とはならず、競争制限効果が認められる場合は、取組の目的の合理性及び手段の相当性を勘案しつつ、当該取組から生じる競争制限効果及び競争促進効果について総合的に考慮して、競争の実質的制限を生じさせるものであるか否かを判断することとなる。（以下略）

※黄色マーカーを付した数字は、グリーンガイドラインにおける注釈番号ですので、注釈の内容はグリーンガイドラインを御確認ください。

公正取引委員会ウェブサイト（<https://www.jftc.go.jp>）中の「相談事例集」のページ①



① 公正取引委員会トップページから、縦スクロールで「情報を探す」のところまで移動



② 「相談事例集」のアイコンをクリック



③ 「相談事例集」のページで、キーワード検索又はジャンル別検索が可能



公正取引委員会ウェブサイト中の「相談事例集」のページ②

The image illustrates the navigation path on the Japan Fair Trade Commission (JFTC) website to access the consultation case collection. It consists of three screenshots:

- Top Screenshot (Homepage):** The '独占禁止法' (Antimonopoly Act) link in the top navigation bar is circled in red. A blue arrow points from this link to the '相談事例集' (Consultation Case Collection) link in the second screenshot.
- Middle Screenshot ('独占禁止法' Page):** The '相談事例集' link in the left sidebar is circled in red. A blue arrow points from this link to the third screenshot.
- Bottom Screenshot ('相談事例集' Page):** This screenshot shows the '相談事例集' page, which is the final destination of the navigation path. A QR code is visible in the bottom right corner.

公正取引委員会ウェブサイト内の「相談事例集」
ページに参考となる主要な相談事例を掲載
<https://www.jftc.go.jp/dk/soudanjirei/index.html>

「キーワード検索」や後記「ジャンル別検索」が可能

【ジャンル別検索】

- 年度別
- 行為類型別

例えば、「事業者の活動に関する事例」の場合

- 流通・取引慣行に関するもの
- 差別対価・差別取扱い
- 不当廉売
- 抱き合わせ販売等
- 排他条件付取引
- 再販売価格の拘束
- 流通価格や販売先に関する調査
- 取引先・販売地域・販売方法の制限
- その他の非価格制限行為
- 優越的地位の濫用に関するもの
- 技術取引に関するもの
- 業務提携に関するもの
- 共同研究開発に関するもの
- 共同行為に関するもの
- 新聞業特殊指定に関するもの

- ・ 産業分野別
- ・ 主なテーマ別
 - グリーン関連相談
 - インボイス関連相談
 - 共同配送関連相談
 - 時間外労働上限規制（2024年問題）への対応に関する相談

